

健康食品を勧める悪質な電話勧誘には注意！！



健康に対する消費者の関心や不安につけ込み、根拠のない効能・効果を告げたり、しつこい勧誘で高額な健康食品を購入させられたという相談が増えています。

【事例1】

一人暮らしの高齢の父が電話勧誘で健康食品を購入した。1年前に購入した分も飲んでいない。父は「断ったのに送って来た」と言う。飲んでいない分は返品し返金してほしい。

【事例2】

電話で「健康食品を購入しないか。定期購入したら割引する」と言われ、体調を崩していたのでよくなるならと思い半年毎3回送ってもらう契約をした。1回目が送られ飲んだが体質に合わなかったので捨てた。2、3回目は解約したい。

【事例3】

電話で「この健康食品はいろいろな病気が治ります」と言われた。断ったがしつこい勧誘に根負けして契約した。飲んだら湿疹ができた。解約したい。

アドバイス

錠剤やカプセルなど医薬品のような形をしていますが、健康食品は、あくまでも食品です。効能・効果を謳うことはできません。不要ならきっぱり断りましょう。

健康に不安を感じる高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが増えています。周囲の人の気配りが大切です。

電話勧誘で購入した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内なら無条件で解約（クーリング・オフ）ができます。不明なことやトラブルが生じたら消費生活センターに相談しましょう。

